

東京都児童福祉審議会 第4回専門部会  
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和元年7月8日(月) 18時00分～20時08分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 里親等への支援について

(2) 施設の機能転換等について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、石川委員、鈴木委員、都留委員、西村委員、林委員、  
藤井委員、松原委員、宮島委員、武藤委員、横堀委員、渡邊委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底

資料3-1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

資料3-2 東京都の乳児院の状況

資料3-3 東京都の児童養護施設の状況

資料3-4 ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について(乳児院)

資料3-5 ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について(児童養護施設)

資料3-6 連携型専門的ケア機能モデル事業の概要

資料4 専門部会開催スケジュール

資料集

開 会

午後6時00分

○玉岡育成支援課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の出席状況でございますけれども、委員全員の皆様に御出席をいただいております。

次に、お手元の配布資料の御確認をお願いいたします。

資料の1枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございますとおり、本日は資料1から4、それと第4回部会の資料集を御用意しております。

その他に、参考といたしまして、前回部会までの参考資料、黄色のフラットファイルつづりのものがございますが、こちらも置かせていただいております。

また、本日、都留委員、藤井委員、武藤委員から資料の提出がございましたので、あわせて配布をさせていただきます。

資料に過不足はございませんでしょうか。御確認をいただき、万一、資料の不足等がございましたら、事務局にお声がけいただければと思います。

なお、黄色のフラットファイルの参考資料でございますけれども、毎回、事務局で机の上に御用意いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

本日の資料集につきましては、事前にお送りしております内容と同じでございますので、お持ち帰りいただいても結構ですが、そのまま机の上に置いていただければ、フラットファイルに綴じて次回の部会まで事務局で保管をさせていただきます。

本部会は、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくをお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言をいただき、御発言が終わりましたらボタンを押していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は柏女部会長をお願いしたいと思います。

○柏女部会長 皆さん、こんばんは。前回から本格的な議論が始まっておりまして、非常にタイトな日程で進められておりますけれども、今日は全員の方が御出席ということで、心より感謝を申し上げます。

それでは、東京都児童福祉審議会第4回の専門部会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、議事が大きく2つございます。前回議論をいたしました「里親等への支援」について、これは残された課題、テーマがありますので、それについての御議論をいただくことと、それから「施設の機能転換等」について、これは今日の中心的な議論になるかと思えます。

前回と同じように、2つのテーマについて1つずつ時間を区切って、「里親等への支援」については30分、後半の「施設の機能転換等」については40分から50分ほど時間を取り、最後に全体を総ざらいしていただくというようなペースで進めていきたいと思えます。

それでは、さっそくですけれども、1つ目の議事に入りたいと思えます。「里親等への支援」ということで、前回の議論できなかった「特別養子縁組に関する取組の推進」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料2「里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底」をご覧くださいませでしょうか。先ほど部会長からお話がありましたとおり、第3回専門部会の里親関係で御意見をいただけませんでした特別養子縁組に関する話題でございます。大きく5つの検討項目を掲げさせていただいておりますが、上から御説明をさせていただきます。

まず、初めに特別養子縁組の認知度向上についてですけれども、「現状・課題」のところの1つ目の「・」にありますように、今年度は新たに若い世代を対象として子供を持つことについての知識や将来課題に直面することになったときの選択肢など、啓発する事業を実施することになっておりまして、その中で特別養子縁組などについても盛り込んでいくことを検討しておりますが、右側の「今後の方向性」にございますように、ターゲットも考えながらPRをしていく必要があると存じております。

続きまして、下の箱になりますけれども、養子縁組里親、縁組成立後を含めた支援でございます。「現状・課題」のところの下の「○」にありますけれども、養育家庭と異なり、縁組成立後も含めた支援については十分でないという御指摘があります。縁組成立後は、生みの親と法的関係が解消され、新たに養親子が法的には実親子関係になりますが、特別養子縁組の親子に特化した支援というものはそう多くないということがございます。そうした観点から、右側にもありますが、施策の充実が図られる必要があると考えております。

次に3番目の箱になりますけれども、新生児委託推進事業の検討でございます。こちらは、「現状・課題」の1つ目の「○」にございますが、予期せぬ妊娠など産婦人科などが

ら支援を要する妊婦の状況を把握し、養子縁組が最善と判断された場合に乳児院を活用しながら里親に新生児のうちに委託し、早期に愛着関係をつくっていただくというモデル事業でございまして、平成28年の児童福祉審議会の提言を受け、開始をしているものでございます。

平成29年10月の開始からこれまで8件を委託するなど、順調に進んでおりますが、ここの1つ目の「・」にありますけれども、需要に応え切れていない部分もございましたので、「今後の方向性」の1つ目の「・」に記載の通り、ニーズに対応できる体制の整備等が必要であると考えております。

次に、その下の民間養子縁組あっせん機関と児童相談所との連携でございまして。これまで民間の養子縁組あっせんと児童相談所の養子縁組里親委託は、それぞれがそれぞれの中で行われているということがございまして、今般、特別養子縁組を推し進めていくためには、この「現状・課題」にありますように、児童相談所とあっせん機関が連携して取り組むことが求められております。

これまではなかったあっせん機関に登録されている子供について、児童相談所の養子縁組里親候補者とのマッチング、また逆に児童相談所に登録されている子供について、あっせん機関に登録をされている養親候補者とのマッチングを行うことが想定をされておりますので、右側の「今後の方向性」にありますように、情報共有から具体的な仕組みの運用まで検討していく必要があると考えております。

最後に、一番下の箱になります、今回新たに追加をした項目でございまして、「民法改正への対応」でございまして。こちらは、養子縁組制度に係る改正民法が先月成立したことによるものでございます。

大きく2つ改正点がございまして、「現状・課題」のところのまず1つ目の「・」にあります。1つは養子と養親が実質的な親子関係を形成するためには、これまで養子候補者が幼少のうちに限るということで上限年齢が6歳未満となっておりましたが、年長の児童におきましても家庭的な養育環境を提供するために制度を利用できるよう、15歳未満まで上限を引き上げたということがございます。

2つ目の「・」として、養子縁組には家庭裁判所で審判が確定する前に6か月以上の試験養育期間が求められておりますが、養子縁組が認められるにはその状況の他、実親の養育が著しく困難、不相当であると認められることですか、実親の同意が必要となっておりますが、家庭裁判所において確定するまで、実親の養育状況に問題ありと認められるか

どうか分からない、あるいは実親が同意を撤回するかもしれないといった不安を抱きながら試験養育をしなくてはならないということがございます。そうしたものを踏まえ、今回改正の内容として特別養子縁組の手続を2段階に分けて、実親による養育状況と同意については第1段階の審判により先に確定させる仕組みをつくり、それ以降は実親の関与や同意の撤回不可ということになってございます。

こうしたことから、新たに対象となる年齢の児童への対応などの検討が必要というふうに考えております。

資料2の説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、ここからは御意見を頂戴できればと思います。里親委託についての追加御意見もあろうかとは思いますが、まずは特別養子縁組関係の御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

では、林委員どうぞ。

○林委員 1点、確認させていただきます。

下から2つ目の、民間養子縁組あっせん機関との児童相談所の連携についてです。「現状・課題」のところでは、「都と民間あっせん機関の間で相互に養親を紹介する」と記載されています。事務局のお話ですと、相互に子供をとというふうな言い方をされていたように思うのですが、そこを1点確認させていただきたいと思います。

○柏女部会長 それは今、確認をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○玉岡育成支援課長 こちらは、養親と養子となるものを相互に紹介をする仕組みということでございます。

○柏女部会長 そうすると、両方ですね。

○玉岡育成支援課長 はい。

○柏女部会長 林委員、そういうことですが。

○林委員 そうしたら、民間機関の養親も基本的に里親登録をするというような解釈でよろしいのでしょうか。

○柏女部会長 事務局のほうで、いかがですか。お願いします。

○鈴木立川児童相談所長 現段階ではそういう状況ではございませんし、まだそこまでの検討には至っていない状況です。

○柏女部会長 わかりました。では、ここでの議論という形になりますね。ありがとうございます。

います。

それでは、林委員どうぞ。

○林委員 一元的にそういう体制ができればいいと思うし、現状ではなかなか里親登録というところが一部の民間機関ではうまくいっていないというお話を聞いたことがありますので、ぜひその辺りを進めていただきたいと思います。以上です。

○柏女部会長 林委員の意見としては、民間の養子縁組あっせん機関があっせんした場合でも里親前置でいったほうがいいのではないかという御意見ですね。

○林委員 そういった考え方もあるかと思えます。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。

では、宮島委員どうぞ。

○宮島委員 関連しますけれども、養子縁組あっせん団体の中では、里親登録をしている方をその団体の養親候補者として登録するという団体と、むしろ登録していてもその団体の養親候補者になってほしいので、里親登録のほうは取り下げてほしいという考え方の団体もあるというふうに私は認識しています。

是非とか、いろいろあるとは思いますが、それぞれの歴史でそれぞれに大事にしているものなので、一概に一本にまとめるというのはどうかという疑問が私の中にはあります。とにかく、それぞれが要保護性のある児童に出会う可能性はあるわけですし、それぞれが養親候補者になる人たちの登録を持っているわけだから、その両方ですね。まず子供のニーズに応じて登録している養親にそれぞれ適切な方がいれば、マッチングをして子供の幸せを実現させてほしいというのは望みますし、ぜひとも相互交流を進めてほしいと思うのですが、里親登録をしている人だけと限って決めてしまうのは慎重である必要があるかなと思いました。

○柏女部会長 わかりました。ちょっと違うところがありますけれども、いずれにしても委託後、あるいは養子縁組、里親委託をしないような場合でも同居児童の届け出等はしていただいて、しっかりと児童相談所なり、あるいはあっせん機関がその後の支援をしていくというところは変わらないということですね。

○宮島委員 そのとおりです。

あとは、1つ制度的にいえば、児童相談所は養子縁組里親の委託もするけれども、法律上は必ずしも里親登録をしていない方に対しても、必要な養子縁組についてマッチングをして支援をしましょうというふうに現行の法律上はなっていると思うので、その前提に立

てば今のところは両方ありかなとは思いますが。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。

それに関連してでもいいですし、新しいことでも結構です。

では、林委員どうぞ。

○林委員 違う観点なのですけれども、東京都内の児童相談所間での連携はどのようなのでしょうか。管轄内でマッチングできなかった場合に、管轄を越えた児童相談所とのマッチングということをしているのか、あるいはもうちょっと広げて関東圏とかで、公の連携というのも非常に重要かと思うのですけれども、いかがですか。

○柏女部会長 では、事務局の方、お願いしたいと思います。

○辰田足立児童相談所長 まず、都内についてはオール都で連携しています。管轄内ということではなくて、都の児童相談所全体で里親の情報を共有して、その子供に適した里親がいるか、養子縁組が可能かという形で対応しております。

ただ、他の自治体を越えてというところはまだできていない、やっていないところです。

○柏女部会長 林委員、よろしいでしょうか。それを受けての御意見とかは、特にいいですか。確認という意味だけでいいですか。

○林委員 はい。

○柏女部会長 では、宮島委員どうぞ。

○宮島委員 集中しての意見で申し訳ないですけれども、民間養子縁組のあっせん団体は全国区なので、民間養子縁組のあっせん機関の養親候補者は全国に及ぶ。今のお話だと、民間養子縁組のあっせん機関が都内の民間あっせん機関と連携を基本はするのだろうと思うのですけれども、その場合、都内の養親候補者に限るのか、あるいは民間の都内の養子縁組のあっせん団体が登録している他県の人にまでその候補者を探るのかというのでは、ちょっと違って来るかと思えます。ちゃんと登録をして適正な業務をやっているということであれば、他県でも私は考えるべきかと思えます。

もちろんそうなった場合には届け出をして、先の児童相談所との協力関係が当然出てくると思うのですけれども、せっかく民間の養子縁組あっせん団体と連携するのであれば、そこを排除してしまうとあまり広がりが見出せないのではないかと考えます。

○柏女部会長 御意見ということでよろしいですね。

他にいかがですか。では、藤井委員お願いします。

○藤井委員 初めに、配布資料について、簡単に御紹介させていただきます。これは、前回

部会の私の発言の補足資料というふうにお考えいただければありがたいです。

配布しました資料は各支部から挙がってくる声を整理してまとめたもので、会としてちょっとこれは難しいかなと思われるようなものは除いているのですけれども、基本的には生の声です。

内容としては、児童相談所に対する厳しいものもあるのですけれども、一方で、児童相談所にしっかりと助けていただいたと感じているものも当然あります。ただ、どうしても問題だと感じたケースが意見として挙がってきがちだということは御理解をいただきたいと思います。

こちらの資料は、基本的には後ほどお目通しいただければありがたいのですけれども、後でフォスタリング機関の議論をするところで、関連する要望だけ簡単に言及をしたいと思います。

それで、特別養子縁組についてなのですけれども、私のから意見を2つ、質問を2つ述べさせていただきます。

1つは、委託後あるいは縁組成立後の支援につきましては、資料2だと上から2番目の箱になるのですけれども、例えば養育に当たっての訪問支援等のニーズというのはやはりかなりあると思います。東京養育家庭の会の会員の中で養子をお持ちの方もいらっしゃるのですけれども、サロンなどでいろいろ話をしていましても、悩んでいることの質とか量とかはあまり変わらないように正直思います。

ただ、養育里親は御案内のように実親との関係もあって、常に児童相談所とか施設と連携したオープンな養育を心がけなければいけないということだと思うのですけれども、養子縁組をされると法的な親子ですので、必ずしも外部と連携をした子育てをしなければならないということではないという考え方もありますでしょうから、要はニーズがあるときに活用できるような仕組みをきっちりと整えておくということが重要なのかなと思います。これが1点です。

2つ目は、先ほど林委員、宮島委員から御意見が出ています官と民の関係、調整の件なのですけれども、例えば養親、あるいは養子縁組里親、特に養子縁組里親ですと民間のあつせん機関に登録されている養親に比べて金銭面での支援も大分違っていると、そういったことも含めて官民の連携というか、協働してやっていくというのはなかなか難しい課題もあるのかなと思います。

今、両委員のお話をお伺いしていて、改めてそう思ったのですけれども、しかしながら、



ここに民間事業者の方がいらっしゃるわけでもないのに、やはり都と児童相談所で民間事業者と実務的な面も含めて、結構密度の高い意見交換ができるような場を別途設定されるようなことを考えていただければいいのかなと思います。これが、2つ目の意見です。

それから、質問として2つあります。

まず、資料集の3ページに「新生児委託推進事業について」という資料があるのですが、一番下のほうで新生児里親のリストに登録されている家庭というのが随分少ないような感じがするのですが、これは何か理由があるのかというのが1つ目の質問です。

それからもう一つ、特別養子縁組についても、たしか国のビジョンは数値目標を掲げているのですが、特別養子縁組に関する数値目標というのはこの論点には挙がってこないのかというのが2つ目の質問です。以上です。

○柏女部会長 では、今の意見は貴重な意見として頂戴することにして、御質問について2点、簡潔にお答えいただければありがたいのですが。

○玉岡育成支援課長 ただいま御指摘いただきました資料集の3ページの上の右のところに、リスト化の「新生児里親の要件」と「※」印であるのですが、こちらは基本的に養子縁組里親として新規に御認定、登録をさせていただいたときに御案内をすることになっておりますが、基本としてここにありますように、まず1つが都の里親として認定、登録済みであることと、年齢が里父母ともに45歳以下であること、それから複数回の面接等に対応できることや、1歳未満の乳児を養育していないこと。

その他、5番目として、速やかに交流を開始し、協力してその体制を整えられるなど、ある意味こういった非常に厳しい条件で、これは当然いつそういった状況が発生するかわからないことも含めて、そういう心の準備も含めてしていただくということもあるので、その時点で一定の絞りがかかるのかなと思っております。

それからもう一点、特別養子縁組の数値目標については、まだ現時点で私どもとしてそれを設定するという事は考えてはいないのですが、国は500件のものを1,000件にするというようなことも言っておりますので、それは皆様方のほうの御議論も参考にさせていただければと思っております。以上です。

○柏女部会長 では、藤井委員、よろしいですか。

○藤井委員 はい。

○柏女部会長 他はいかがでしょうか。横堀委員、どうぞ。

○横堀委員 質問がございます。

今、取り扱われたことに関する事なのではございますけれども、資料2の四角囲みの上から3つ目の「現状・課題」のところに書いてくださっていますが、乳児院の在籍枠の確保が1枠しかなかったために、この特別養子縁組を前提とした新生児の委託推進事業の活用は制限された、その時期が重複したために、本事業を活用できなかったケースが平成30年度末までに7件発生した、とあります。

この7件は、どうなったのかと、また昨年度だけでもこの1枠で間に合わないということを経験されて、今年度もう既に枠を広げるようなことを手がけられておられるのか、あるいはこういった専門部会の議論を踏まえてこれからここに着手されるのかという点をお聞きしたいです。

○柏女部会長 では、今の件はいかがでしょうか。

○玉岡育成支援課長 ただいまの7件のその後の状況ということではございますけれども、基本的には例えば通常の養子縁組里親の家庭に、ルートに乗るというケースが多いと理解をしております。

残念ながら、今おっしゃっていただいたように、二葉乳児院の1枠のみでございますので、当然そのことも含めながら今回ニーズに対応できる体制の整備ということで資料2に掲げさせていただいております。我々としてもそこは問題意識を持っております。そういった意味で、また御議論をいただければと思います。以上です。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。基本的には、モデル事業の実績を踏まえて横展開をしていくということも考える必要があるということですね。

では、横堀委員。

○横堀委員 事業を実施されればニーズキャッチにも至ると思いますので、こういう議論も踏まえて、急ぎ、移行期に当たる制度・事業の弾力的な運用と展開をぜひお願いしたいというのが、ここに対する意見です。

では、もう一点意見です。四角囲みの上から2段目のところの「現状・課題」「今後の方向性」の中に、「縁組成立後の養親子への相談支援の充実」という重要なことが掲げられております。

これまでの里親支援の事業の中でも、縁組成立後の養親子が来られるようなサロンの実施ですとか子供を養育するヒントを盛り込んだ講座に、縁組後の養親子が参加できるような取り組みはされてきていると思いますが、こうしたものに参加できる方、参加しようと思える方、開催情報に出会う方は一部であったのかなという印象を持っております。

養子縁組も中途養育でありますので、いろいろな面で縁組後のサポートというものは、今回の一連の議論を踏まえても、していくことが重要だと思います。

養子縁組のあっせん機関、民間団体としては、かなり遠方の団体に都内在住の方がつながることもあります。結果、縁組になりますと、あっせん機関も努力をなさしながら、養子縁組後の支援をされているとは思いますが、まだ支援が質的に多様であったり、遠方ゆえ、なかなか実質しにくかったりすることも現状として生じているだろうと思います。

ソーシャルワークは、社会資源を活かすという方法論を持っております。ですので、例えば前回議論になりましたフォスタリング機関が実質、包括的にどれだけ機能を持つか、あるいは一部の事業受託なのかということとも関連してくるのですが、養親子がなるべくつながっていろいろなサポートを受けられるような社会資源開発の工夫が必要だと思います。サポート機関として、その家庭の居住地の近くにある社会的養護の施設が最低限のその家庭の情報を共有しながら支援に乗り出していけるような体制づくりが、今ある施設の機能、この先の施設機能を考える上で、重要ではないかと思いましたが、そのことをお話ししておきたいと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。大切な御意見を頂戴したと思います。その他にいかがですか。

では、都留委員をお願いします。

○都留委員 本日、乳児部会から資料を1つ持ってきておりますので、その説明と、今の養子縁組のことについての話をちょっとしたいと思います。

横版の右上に東京都社会福祉協議会乳児部会と記載された資料をご覧ください。

平成30年の入退所についての数字が現在調整中と書いておりますけれども、本日、最終的な数字がわかりましたので、申し上げます。都内乳児院への新規入所が平成30年度279名、これは変わりません。昨年度より38名減、一時保護への入所が181名と書いてありますが、これは210名になります。ですので、489名の児童が1年間に入所をしております。虐待での入所が一番多いです。

次に、退所についてですけれども、今回の議論にもなっていくと思うのですが、平成30年度は、320名の児童が退所しておりまして、家庭引き取りが179名、55.9%で、このうち1年未満での引き取りが109名となっています。また、家庭引き取りのうち3か月未満が64名で、1か月未満の児童も32名ということになっております。

里親委託は、養育家庭28名、養子縁組里親が17名、あとはここにファミリーホーム

1名を加えた46名が、家庭養育に行った児童の数となります。

養育家庭は、2歳以降4歳未満の児童が16名、養子縁組里親は2歳以降3歳未満の児童が8名ということで、年齢がある程度いったところでの委託にもなっており、その交流自体がもう少し早くなればいいのではないかなという意見も添えております。

また、児童養護施設への措置変更は69名、2歳以降3歳未満の児童が42名ということになります。

2ページからは、乳児部会で平成30年7月に里親委託に関する調査を実施しておりますので、御紹介します。3ページに里親委託に関する保護者の意向調査がありますが、保護者の意向について入所時と実際の状況の数字となっております。

それをまとめて表にしたものが4ページにございまして、入所時に19名の方が養子縁組を希望されていたのですが、最終的には26名、また5名の方が養育里親を希望されていたのですが、最終的には45名、それぞれ結びつけたというような状況でございます。

乳児院としては、できる限り養育里親に委託というような思いもあって、面会時に保護者の方にお話をしたり、児童相談所と連携をとりながら養育里親にというような流れもしているところでして、実際の数字として、こういった部分を専門部会としてしっかりと把握しておいてほしいということで準備をしました。

それで、先ほどの養子縁組の新生児委託推進事業になりますけれども、二葉乳児院でやっております、現在のケースは長期外泊中で、そこに新生児のコーディネーターの職員が訪問をしているというような状況です。

実際にやっていく中で、先ほどから出ている養親希望の里親の数字の部分ですね。条件があって今16組の方になっていきますけれども、ここがやはり民間の希望する里親との部分で、希望される方の数が多くなっていくことが子供にとっての福祉というか、より選びやすいということにはなるのだろうと思っておりますし、しっかりとした仕組みが必要と書かれているとおりでございますけれども、ここは民間のほうとしっかりと組んで希望される方に委託ができるようになればいいと思っております。

あとは、「・」の上から3番目の里親の負担や不安が大きいというところですが、それゆえにやはりサポートはしっかりとやっていかなければいけないのだというようなところを改めて確認をして進めることが必要かと思っております。

あと1点、質問なのですが、一番上の「民間のノウハウも活用したターゲットを絞った普及啓発」で今、考えられていることとして何かあれば教えていただければと思

ます。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。その前のところは御意見として伺って、今の質問の件についてはいかがでしょうか。

○玉岡育成支援課長 現時点で具体的に固まっているものはありませんが、例えば、養親となる人に普及啓発をしていくという視点もあるのですが、一方で、いわゆる特定妊婦の方ですとか、逆に言うと実親として子供を育てられなくなるような状況が発生した場合に、こういう選択肢があるのだよといった、そういった方向けの普及啓発というのも一つの視点なのかなと思っておりまして、そういうことも含めて今後それは我々の中でも検討していきたいと思っております。以上です。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

では、林委員どうぞ。

○林委員 この新生児委託のモデル事業についてです。私もある調査にかかわらせていただいて、各自治体で新生児の養育の引き継ぎがどうなされているかということ进行调查したときに、ある自治体はベテランの養育里親に3週間ぐらいを目安に短期で委託して、その後、新たな養親のメンターの役割を担われているということで、なかなかそれもいいなど。

おそらく、乳児院に3週間預ける、これも賛否両論あるでしょうけれども、一定のアセスメントを通して養子を委託していく。この引き継ぎのあり方もいいとは思いますが、やはりその枠の問題もあることを考えると、ベテランの養育里親で長期の受託が難しいという方も含めて考えられたらどうかということです。

○柏女部会長 モデル事業だけではなくて、いくつかの方策をメニューとして考えてやっていったほうがいいのではないかと、本当に大切な御意見だと思います。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 普及啓発の点ですが、先ほど事務局から実親をターゲットにするという選択もあるよと、これはぜひともやってほしいと思います。児童福祉法の第30条は、同居児童の届け出だけではなくて、経済的な問題も含めて育てられない場合には、実親が相談しなければならないと書かれているのですが、世の中にそのメッセージが本当に届いていない。

それが相談されたときに、区市町村を含めてちゃんと相談して、預かって託すということは新たな選択として間違えていないよと、そういうメッセージがちゃんと発信される必要があると思っています。

一方で、養親の候補者を募るところで、どうも世の中の的にミスリードといたしますか、私は十分じゃないと感じている点があります。これはテレビなどのコメントでもよくあるのですけれども、特別養子縁組は実子となるということが平気で言われていますね。法律上は、実子と同じ地位をほぼ持つということでしょうけれども、ただ、生物学的には実子にはならないということが事実としてあると思うのですよね。

生物学的なことは変え得ないのだということ、この厳然たる事実が全然なくて、バラ色なイメージで発信されるということは間違いではないか。

不安をあおるということではないのですけれども、やはり生物学的な親子じゃないということ、あるいは途中からの養育であるという難しさがあるというのは、なかなかポスターにそこを書いてはまずいと思うのですけれども、ちゃんとメッセージとして伝えられる必要があるし、そういう支援の体制を組んでいかなければいけないのではないか。

特別養子の方々にとって今は共有されているということですが、つい1週間ぐらい前のテレビ番組で、一目ぼれをした女性と出会っただけけれども、生物学上はきょうだいだったということで、その恋が成就せずに悲しい結果になり、かつ、一方の方が自死を選んでしまったというショッキングな番組がありました。こういうことも含めて、それを避けるために法律上、議論のある1行が加わっているということもあると思うのです。やはり、事実を踏まえた上で幸せを築くことが必要だと思います。

あとは、支援の中にいろいろなものが必要だと思いますけれども、ここには、ほぼ都が当事者として取り組むべきことが書かれていて、それは当然のことだと思いますし、それに取り組んでほしいと思うのですが、実際に迎え入れる養親や、あるいは託される子供の立場からすると、やはり新生児が多いわけですから母子保健とのかかわりというのが決定的に重要になることだと思います。

前回の里親委託でも基礎自治体が大事だと申しあげましたけれども、母子保健のかかわり方はとても重要です。自分のところに住んでいらっしゃる養親候補者の方に子供が託されたときには、区や市が本当に応援していくのだという意思で取り組んでいただくということは不可欠だと思うのです。産むというのは準備がありますけれども、迎えるというのは準備が違いますし、多くの養親候補者は年齢が高い方が多いわけですから、やはりいろいろな大変さがある。だから、本当に地域を含めて、また、都が主体となってリードしながら安全な養子縁組がなされるということをぜひとも進めていただきたいと思います。

長くなって恐縮なのですが、先ほど自治体をまたいでということをお願いしまし

たが、都には民間のあっせん機関が非常に多くあるので、他の自治体の子供が都内の養親候補者や里親のもとに託されるということもあると思うのですね。

でも、これをもし主体的にちゃんと支援していかないと空白ができてしまって、結局はその子供や養親が困難を抱えるということがあると思うのです。養親とか里親を育成するには、税金を使って都のかかわりがあるのはじめて里親とかになるわけですけれども、その社会資源を他県の子供の養育に充てるということですから、ちょっとどうなのかという議論はありますけれども、でも都道府県を越えて迎えられた子供や養親を支えるということを考えておかないと、子供の利益は図れないので、都道府県が連携して進めるということを考えておかなければいけないと思います。

もちろん、民間あっせん団体が不適切なあっせんをして、あとは全部、都内の自治体や都が丸抱えするということがあってはならないわけで、そこは全国の問題として民間養子縁組あっせん団体が適正な業務を行えるようなことが前提になりますけれども、でも実際に子供がきたら地域で支えるということが不可欠だと思います。

力をあわせて、それぞれ力量を上げる。民間養子縁組あっせん団体が許可制になったということですから、まずそのことを前提とした上で、都も民間養子縁組あっせん団体も自治体もこれについての力を上げることが必要だと考えます。長くなって申し訳ありませんでした。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、磯谷委員お願いします。

○磯谷副部会長 先ほど御紹介がありましたように、特別養子の民法の改正がございました。それで、おそらく都のほうでなさるとは思いますけれども、念のためですが、既存の里親たちに対する情報提供というのはぜひしっかりやっていただきたいと思います。

それから、改正の中で年齢が大きくなりました。これまで里親たちには、大体どういう年齢の子供を希望するかということで、皆さん6歳未満を前提として書いておられましたけれども、改めてどこかの段階でアンケートをするなどして、ある程度の高い年齢の子供も受け入れるおつもりがあるのかどうかというようなところは確認をしていただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 同じような意見ですけれども、今回、今後の東京都の方向性を決めるに当たっ

て、施設や里親からの意見、声は聞いたと思うのですけれども、細かい制度だとか支援だとか、そういうものをつくるということであれば、特別養子縁組の子供の声を直接聞くことはなかなか難しいかとは思いますが、養親の声や要望は拾うべきと考えます。

○柏女部会長 ありがとうございます。先ほど藤井委員がおっしゃっていたように、都と養子縁組のあっせん機関との細かな打ち合わせを綿密にやっていく中で、今、武藤委員がおっしゃったような御意見もしっかり吸い取っていただくというようなことはできるかなと思いますので、その辺りはぜひ都にお願いをしたいと思います。

それから、宮島委員がおっしゃっていたことはすごく大事で、特に最初の2つが私は大事だと思ったのは、養子縁組里親に登録している新生児里親の場合だと、里親応援ミーティングみたいに、里親委託をするときにいろいろな方々、区市町村の方が集まってお話し合いをしたり、ネットワークをつくるということが可能だと思うのですけれども、そうでない養子縁組あっせん機関があっせんをしたり、あるいは里親登録に委託をしない場合には、意図的に里親応援ミーティングのことを養子縁組あっせん機関が行っていくように支援するとか、そうしたことがとても大事になるかなということを感じました。

2点目は、例えば民間の養子縁組あっせん機関が他県の子供のあっせんをして、それが不調になった場合、その子供と養子縁組の親が離れた場合に、その他県の子供が要保護児童になるわけで、その子供のことをちゃんと児童相談所につなぐようなシステムができていないと、切れ目のない支援と言いながら、支援に切れ目が出てしまうとも思います。この辺りはなかなか都だけではやりにくいところもあるので、国のほうで民間養子縁組あっせんが不調だった場合は必ず要保護児童の通告をするといったようなことの実行を決めておかないとならないのかなということを感じました。ありがとうございます。

どうぞ、林委員。

○林委員 今の柏女部会長の意見を踏まえたと、要するに特別養子縁組の取組の推進の下から2つ目の養子とか養親の共有だけではなくて、区市町村との連携とか、あるいは顔つなぎをするということからすると、こういう紹介をする仕組みということに限定するのではなくて、委託後のつながりも含めて考えるということと、それから区市町村というものをここに入れなければならないということですね。

○柏女部会長 そうですね。区市町村の役割はかなり大事になってくるかと思うので、そのところは都としても、ぜひこの制度を検討するときにテークノートしておいていただければと思います。



どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 手短にですが、一番上の「民間のノウハウを活用したターゲットを絞った普及啓発」というところなのですけれども、さきほどの事務局からの説明では、行政のほうでターゲットを考えて委託するというような印象をすごく持ったのですけれども、今までそういうアイデアがあるのであれば、こういう認知度には多分なっていないはずなので、いっそのことアイデアを含めて、民間に考えを求めるような抜本的なことを考えてもいいのではないかと考えています。

確かに、この分野は宮島委員がおっしゃったように、どこまでちゃんと理解してもらえるかということが非常に重要なので、成功報酬という行政手法はあまりなじまないかなとは思いますが、プロポーザル型の入札みたいなことであれば、どういう内容を提案しているのかというのを一応行政で把握できますし、SNSを使うとか、いろいろなメディアを使うとか、行政が発想しなかったような全然違う発想もおそらくあると思いますので、プロポーザル型の入札で新しい世界の人たちが何を考えているかというのも含めて民間ノウハウの活用ということを考えてほうがいいのではないかと考えました。

○柏女部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 手短に伝えます。民間のノウハウを活用したターゲットというところでは、多様性というのは今、非常に重要だというふうに認識が深まっていると思うのです。先ほど宮島委員もおっしゃったように、今、一般の家庭というか、一般という表現も多様性から外れた話になるのですけれども、生物学上、法律上、それから養育上の親子関係が、多くの家庭では同じ人間同士の中にあるわけですが、養子縁組の場合は生物学上の部分がないという親子関係なわけで、いってみれば多様な親子関係のあり方だということが、やはり養子縁組を考えるカップルに対してのメッセージだけではなくて、そういう多様性というものが受け入れられる社会というものをどう地域社会の中に根づかせていくのかということも、この広報というものに含まれることが大切だと思います。

もちろん、既にされているとは思いますが、より強調してやっていただくということが、後々のオープンな、言ってみれば支援とのつながりにも直結してくると思うので、そこもつなげていただけるといいなと思いました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

その他、いろいろ御意見もあろうかと思いますが、次の議題に移りたいと思いま

す。国で養子縁組あっせん事業についてのモデル事業の補助事業があつて、そこでもノウハウを積み重ねられていると思います。おそらく、都のあっせん機関もそのモデル事業をやっているところはあると思いますので、そのノウハウもぜひ生かしていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。先ほど、藤井委員がフォスタリングのことについてちょっとおっしゃっていましたが、それは施設のところでよろしいのでしょうか。

○藤井委員 はい。

○柏女部会長 わかりました。

では、2つ目の議事、「施設の機能転換等」ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料3-1「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」をご覧くださいませでしょうか。

施設の小規模かつ地域分散化の項目ですけれども、左側に項目がございまして、今回は「ケアニーズが高い子供に対する専門的なケア」、それから「施設の小規模かつ地域分散化の促進」、「多機能化の方向性」、以上3項目について御意見をいただければと存じております。

まず、「ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について」でございます。こちらは、「現状・課題」の一番上の「○」に共通事項として掲げさせていただいておりますが、被虐待児童や発達障害がある児童、医療が必要な入所児童が増え、さらに、それらの問題を複合的に抱える児童が増加しているということがございます。

参考までに、資料3-2「東京都の乳児院の状況」の資料もあわせてご覧くださいませでしょうか。右側に「乳児院在籍児童の障害等の状況」という表がございまして、これをご覧くださいませると、被虐待、疾患等を中心に平成25年度に比べ、増えていることがわかりいただけると思います。

また、資料3-3「東京都の児童養護施設の状況」という資料の左下に似たようなグラフがございまして、こちらでも切り口は少し違いますが、こちらでは平成21年度と平成30年度の比較となつていまして、それぞれの問題となつている項目につきまして増えているという状況が御理解いただけるかと思つています。こうしたことから、これらの児童に対しての支援強化が必要であり、都としても諸々の施策で対応してきているところでございます。

このことを踏まえていただきまして、資料3-1にお戻りいただきまして、共通の下にそれぞれの施設に課題を掲げさせていただいております。

まず乳児院でございますけれども、個別に対応するための直接処遇職員の配置や、あるいは病虚弱児など、必要となる医療的ケアの高度化に対応するための経費につきまして、ここに事業名がありますけれども、家庭養育推進事業、医療体制整備事業として都独自に支出をしているところでございます。

詳細は、資料3-4にございますとおり、例えば具体的には基本分でございます治療指導担当職員としての心理士等の職員や、加算分でございます小児精神科医師等の配置などがこれに当たります。

また、その下に乳児院の医療体制整備事業の説明がございますけれども、こちらは常時、医療等が必要な病虚弱児等の受け入れのために、2つの乳児院において看護師を24時間配置するための増配置を行っているというものでございます。それぞれ職員の確保定着や、あるいは施設の体制が課題となっているというところでございます。

資料3-1にお戻りいただきまして、次の児童養護施設のところでございます。民間児童養護施設のうち、専門機能強化型児童養護施設として複合的な問題を抱える児童等のケアに対応していただいている施設に経費を措置しているというのが1つございます。

また、その1つ下の「○」に都立児童養護施設というのがございますが、特に都内にある都立児童養護施設2つにつきましては、虐待による重篤な症状のある子供ですとか、情緒行動上の問題を抱える中高生を確実に受けるという公的な役割を果たす施設としての位置づけがございます。

この2つの事業につきましては、それぞれ資料3-5と資料3-6に詳細がございます。

まず、資料3-5でございます。こちらは、先ほど説明した乳児院の事業と類似のものになりますけれども、専門機能強化型児童養護施設についても精神科医師ですとか心理士などの治療指導職員を配置する場合の経費を支出しておりまして、右下の2つ目の「○」にございますけれども、対象54施設のうち43施設までに対応いただいているところでございますが、一方で人材確保は課題になっているというところでございます。

次に、資料3-6でございます。こちらは、都立施設で行っている連携型専門ケア機能モデル事業になります。具体的には、練馬区にあります都立石神井学園で行っているものでございますが、特に虐待などで乳幼児期に親との密接な関係を築けなかったことなどに起因する愛着障害のある子供に対して、生活支援だけではなく医療と学校教育を同じ敷地

の中で一体的に提供するというもので、事業概要に書いてございますが、モデル事業として試行的に実施しているものでございます。

真ん中の入所対象児童というところでございますが、小学生の男女を最長で2年程度の入所期間の中で、右上の事業の実施イメージにありますように、三者が連携をしながら事業を実施しているというものでございます。

資料3-1にお戻りいただけますでしょうか。2枚目の「施設の小規模かつ地域分散化の促進」でございます。

共通項目といたしまして、施設の小規模化、地域分散化ということがございます。里親のもとでの養育が難しい、例えば施設の中で高年齢児となって家庭での養育に拒否的な子供がいることも当然ありますので、そうした場合の原則として、国は定員が6名程度と小規模で、かつ地域分散化した中で設置をするグループホームでの養育を行うことを求めているというものでございます。共通の1つ目の「・」ですが、グループホームでの養育を原則としなさいというものでございます。

これを踏まえて、国の計画策定要領では、今ある施設は原則として大きな一体的な施設から、10年以内に施設を小規模・分散化してグループホームへ移行することを求めているということがございます。

このため、施設にとっては今後の施設運営のあり方を大きく左右するものになりますが、ただ、全てが幾つものグループホームに分散されてしまいますと、この2つ目の「・」にございますが、ケアニーズが非常に高い子供に対して、医師や心理士などの専門職員が個々のグループホームに配置されるということは非常に困難でございますので、そうしたケアニーズの非常に高い子供を施設本体でケアをすることについては例外として認めているところでございます。

その場合、2つ目の「・」にありますけれども、施設の中で支援を行う場合、1つのグループの児童の人数は4人までで、そのグループの数も4つまでにとどめるということを求めています。

また、3つ目の「・」にありますけれども、施設の中には今後改築を予定しているところもありますが、その場合、こうした条件にのっとって計画をすることが国の施設整備費補助金の条件となっておりますので、そうしたことも含めて施設がどういうふうに対応できるのかどうかということが今後の課題になろうかと思っております。

児童養護施設、乳児院を個々に見ますと、それぞれの「○」に書いてございますけれど

も、例えば児童養護施設では1つ目の「・」にあります。都内で一定規模の広さが必要なグループホームに適した物件を見つけることの困難性ですとか、2つ目以降にございます国の職員配置基準では宿直を含めて勤務シフトを組むためにはこの基準では到底足りないこと、グループホームの職員配置がどうしても若手職員にならざるを得ないことは課題として掲げられております。

また、乳児院ではそうしたことに加えまして、昨今、虐待通告などで一時保護を行う事例も増えておりますが、乳児の一時保護に対応できるのは乳児院のみとなっております、夜間の業務を中心に負担が大きいということがございます。こうしたことなどにつきまして、右側にあります方向性を掲げさせていただいてございますが、御意見を頂戴できればと思っております。

一番下の箱にございます多機能化でございますが、既に施設には現状・課題にありますように、里親支援というところでは、例えば里親支援専門相談員を配置していただくなど、里親支援業務に当たってもらっております。また、さらなる里親委託の推進に向け、施設に期待される役割は大きいというところがございます。

また、下の「○」にございます一時保護委託、さらにその下の地域支援というところでは、区市町村との連携、地域の子育て家庭のレスパイトなどの機能としてのショートステイやトワイライトステイなども既に実施していただいているところでございますが、そうした部分につきましても、より施設の役割が大きいと考えられておりますので、そうしたことも含めて御意見を頂戴できればと思います。

簡単ではございますが、資料3関係についての説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、40分ほど時間をとって御意見をいただき、その後でまた全体を通して御意見をいただくという感じでやっていければと思います。

それでは、御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、都留委員をお願いします。

○都留委員 小規模かつ地域分散化・高機能化及びの「ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について」というところで、乳児院の2つ目の「・」の「小児医療の進歩とともに入所児童に対する医療的ケアも高度化しており、対応できる施設が少ない」というところについてですけれども、出口の部分も一緒に考えていただかないと、乳児院に入れた後にやはり年齢超過していきながら、出口がない状況のままいるというようなところ

があります。

また、3歳以上になった場合、行動化やかなりの支援が要るといような子供については、保育所や幼稚園であれば加配が入るような状態なのですね。そこで、乳児院はその予算自体が3歳以上のところになるともっと減っていくといようなところもありますので、予算の確保の部分は必要かと思っております。

先ほど示された乳児院の状況の中の障害や発達障害、疾患等といようなところの3-2の表でいきますと、診断名がつかない状況で、赤ちゃんのときから徐々に大きくなっていったところで、行動面でいろいろ出てくるといようなこともありますし、なかなか2歳くらいまでのところでの診断名はつかないといような状況もありますので、この数字自体は実際に働いている乳児院とすればもっともっと行動面の部分で出てくる子供は多いだろうとは思っております。

あとは、「施設の小規模かつ地域分散化の促進」の部分ですけれども、共通として4人の生活単位掛ける4単位といのは国の部分でも示されているところだと思うのですが、実際問題、この先のところで定員減を東京都として本当に考えられていくのかどうかといようなところもお聞きしたいですし、乳児院自体の定数がずっと507名できておりますので、そもそも35名以下の施設をつくるのが本当にできるのかどうかといようなところもお聞きしてみたいと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。今の都留委員の御発言で前者のほうですけれども、とても大事なことをおっしゃっていただいたかと思えます。障害を持った子供たちが乳児院に滞留し、かつそこで年を重ねていくといのは、障害児入所施設の受け入れがうまくいっていないということも大きな要因の一つになるのではないかと思います。障害児入所施設にはいわば18歳以上の方、加齢児の方が随分いらっしゃって、地域移行支援や障害者の施設のほうへの移行ができないので、結果、障害を持った子供たちが乳児院に滞留せざるを得ないといような問題もあるので、それを考えると障害児入所施設のあり方も含めて考えていただくことが大事なかなと思いました。

国のほうで今、障害児入所支援のあり方についての検討をしておりますけれども、この間、都留委員にもおいでいただいて実態をお話ししていただいて、障害児入所施設のあり方に御示唆をいただいたところですので、東京都内でもやはり考えていかなければいけないと思いました。ありがとうございました。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 お配りしました資料の内容が多いので、かいつまんでお話をしたいと思います。

この資料は、東京都社会福祉協議会児童部会で十分検討した結果として、私が代表して今回提言という形で提案したいと思っています。

まず1点、「ケアニーズが高い児童に対する専門的ケアの充実について」ということで、先ほど事務局のほうから報告があったとおり、児童養護施設では、多くの施設が専門機能強化型児童養護施設を申請して、ケアニーズの高い子供たちの対応をしているということでもあります。もう設置して10年くらいたつのですけれども、この間ケアニーズの高い子供たちというのでしょうか。こういうかかえる課題の重篤化したケースが多くなっている傾向が、先ほどのデータも含めておわかりになるとと思います。ですので、現在行っている専門機能強化型児童養護施設の改善をしなければいけない時期に差しかかっていると思います。

そういうことで、6点提案をさせていただきます。

1点は、治療担当の指導員として心理職が配置されていて、ケアワーカーと一体となってさまざまな療法などを使用しながら、ケアニーズの高い子供たちへ治療指導担当職員が対応するということになっているのですけれども、職員配置がやはりこれでは少ないのではないかとということで、少なくとも児童心理治療施設、旧情緒障害児短期治療施設ですが、これに類するような配置をしていかないと、これからの東京の、よりケアニーズが必要な子供たちには対応できないのではないかとということで、特に日常的なケアも含めて対応できる治療指導員の増配置という部分を考えていただきたいというのが1点であります。

2点目は、現行、非常勤職員という形で精神科医が週1回ないし2週に1回来ていただいているのですけれども、これは先ほど資料3-5に単価が書いてありますが、日額36,000円ではなかなか精神科医の配置ができないということなので、この単価引き上げをぜひ考えていただきたいということです。

それから3点目ですが、専門機能強化のところも、できれば地域と十分なネットワークを組みながらやりたいと思っています。そういう意味からすると、地域サポート、それから今回里親支援なども専門機能強化を一部利用ができるようなシステムに改善したらどうかと思っておりますので、その地域サポートできるような地域支援の担当者というものを置いて、専門機能強化のところ有機的な活用ができるのではないかと考えております。

4点目が弁護士の非常勤配置です。これは法的判断や対応が必要なケースが非常に多く

なっていて、実際、各施設に顧問弁護士を置きながら対応しているのですけれども、この費用が全く算定されていないということなので、都のほうでこの専門機能強化のところには弁護士の配置をしていただくと非常にありがたいかと思っているところであります。

5点目は、専門機能強化で専門職が多くなるということなので、専門職をスーパーバイズするというので、現在年間29万円の予算がついているのですけれども、年間29万円でスーパーバイザーをお願いするのはなかなか難しいということなので、できれば常勤配置で指導的な職員、スーパーバイザーを置くことができる費用を加算していただけないかということです。

それから、最後に6点目ですが、自立支援の事業ということで、自活訓練のところもここに入れていただくと、子供たちの自立支援、あわせて治療的なケアも含めて行えるのではないかということで、いわば今までやってきた専門機能強化型児童養護施設をもう少し強化するためにはこのようなことが出来るような細かい配慮が必要だということ、現場の職員だとか施設長から要望を出されていますので、提案をしたいと思います。

提案理由は、細かくはここに書いておりました。提案理由の下から何行目かのところに、先ほどから報告があったとおり、本園ユニットで4掛ける4というものです。ケアニーズの高い子供たちは、4人を集めて4ユニットだけ特別に認めるということが国で出されていて、私のところなどはそれで4月からやり始めたのですけれども、ケアニーズの非常に高い子供たちを4人集めてしまうと、子供同士の相互作用の中で安定的な生活が全くできないということで、職員も相当配置はしているのですけれども、疲れ果てているという状況で、集めることそのものが本当に子供たちの支援につながるのかなど、現場的には非常に危惧をしております。ですので、多少、問題を抱える児童を分散化しないと、なかなかケアニーズの高い子供たちを集めてやるというのは困難じゃないかというのが現場から出されています。

それから、機能強化するには今回精神科医の配置もそうなのですけれども、医療と結びつけるような、医療機能を付加するというようなことも含めてやっていかなければいけないのではないかというようなことが意見として出されています。

次のページを開けていただいて、目標と改善案と書いていて、最終的にはこういうような方向を目指していただきたいというのが1点であります。

次に、小規模化かつ地域分散化の促進についてですけれども、1点は今、児童相談所の一時保護所は入所率100%超が常態化している状況にあるということで、今、施設に一



時保護委託の依頼が相当きているのです。ですから、やはり受け皿のところ、特に一時保護の受け皿をどうするのかということについて、数値的目標を出さないといけないのではないかと思います。本当に対処療法的で、現状が全く追いついていないということなので、今後、区が児童相談所をつくって一時保護所も持つということにはなっていくのですけれども、東京都としても受け皿の拡充という部分をしていかなければいけないのではないかと思います。

2点目は施設整備の補助金なのですけれども、全てを地域分散化かつ小規模化しなければいけないということなのですが、東京都でもしこのことを厳密に進めてしまうと、ここに書いたとおり受け皿が足りなくなって、結局、子供の命や最善の利益さえ担保できないという状況になると思います。ですので、国ではそういう方向が出されているのですけれども、一気に地域分散化をするということは、東京都の場合は難しいだろうと私は思っております。

ですから、最終段階をどこに置くのかは別として、やはり現状にあわせた整備というものをやっていかないと、子供の最善の利益さえ守られないという実態になってくるのではないかと思いますので、その点は東京都の実情を国に強く働きかけるとともに、もし仮に建物整備費に対し国の2分の1の補助金が出ないとしたときに、国の補助金分を東京都が補助をしても、子供たちの命を守るというようなことをぜひやっていただきたいと思っておりますので、施設整備の交付金については考慮いただきたいということで提言をさせていただいております。

それから、小規模化のところは、提言の内容は下の黒のところです。

基本的には、小規模化にするということであれば、グループホームのところは常時2名の職員体制で臨めるような方向性が国から出されているのですけれども、そのところをぜひやっていただきたいと思っております。

3年前のこの専門部会で、東京都は今後、職員の配置基準について検討するという事になっているわけですから、できればこの小規模のところをやるということであれば、職員配置できるということをぜひ考えていただきたいと思っております。

その資料が2ページのところにありますので、ぜひ参照していただきたいと思っております。ローテーションを組むということであれば職員が6.77人必要だということになって、6名から7名の職員が必要ということになりますので、こういう客観的なデータに基づいて計算方式を出して取り組むということが必要なのではないかと思います。

全部説明していると時間がないので、あとはぜひ見ておいていただきたいと思います。

もし、後で時間があればまた補足をさせていただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員。

○宮島委員 何点か申し上げたいと思います。一部、武藤委員の意見と重なるかもしれませんが、資料3-1にちゃんと沿えるかどうかかわからないのですけれども、踏まえながら意見を申し上げたいと思います。

ケアニーズが高い子供に対して専門的なケアを充実するという事は、施設が病院化することにならないように、ぜひとも注意を払って全体の記述をまとめていただきたい。

確かに、難しい子供たちが増えている。医療の必要な子供も増えています。でも、生活の場である施設が病院的になるのが望ましいことなのか。そうではないだろう。やはりケアニーズが高い子供でもノーマライゼーションといいますか、普通の生活を送れるようにするというのが今、求められていることであって、施設の病院化ではない。子供たちの生活の質を大事にする。生活の質を高めていく。それがぼやけたり、取り違えられるようなメッセージが、どうも今いろいろなあり方を考えるところで発信されているように思います。少なくとも、発信は正しくても受け取る側にそういうイメージを抱かせるものになっていると感じます。この辺りに、ぜひとも注意を配ってまとめていただきたいと要望します。

次に2ページ目のところですが、国のほうで示している理想というのはとても大事だと思っています。その理想を手放す必要はない。ただ、実現するためには徹底的にリアリストでなければならないと思いますので、都道府県計画をつくるということは、理想を踏まえつつもリアルなデータをちゃんと示していくということだと思います。

4名とか6名の子供たちを地域で分散化するためには、実際に何名の職員が必要なのかを具体的に示すということは極めて重要で、今、武藤委員が言ってくださったように、何名必要だと示すのは大事だと思います。

ですから、都のこの資料に、職員4名では回らない。ローテーションが組めないということを確認に書いてくださっているということは大切です。やはり、東京都が根拠をちゃんと示した上でこうやって明確にしていくということは、国もさらに充実を目指すと言ってくださっているわけですが、理想では回らないので、ちゃんと回るという仕組みをつくるためには何名ぐらいが必要で、都も取り組むし、国も取り組んでほしいというメ

ッセージを出すということは不可欠ではないかと思えます。

とにかく、理想を実現するためにはリアリストでなければならないと考えますので、ここにもう既に書いてくださっていますけれども、これを後退させずに、さらにきちんとデータを示した上でぜひとも計画をまとめていただきたいと思えます。

3点目は、本体機能です。やはり地域分散化した小さな生活をそれぞれに実現するためには本体施設が本当に力を持って、ともすれば孤立しやすい小さなケア単位を支えていくことがどうしても必要です。地域に分散しているたくさんの分園のそれぞれがどんなケアをしているのかが全体として把握できない、マネジメントできていないということだと本当に危険です。

残念ながら、被措置児童虐待が起こっているのが現実ですし、その中には極めて深刻なものもあります。そういったことが起きないようにするためには、個々の生活単位に力を持った職員がいると同時に、全体としてマネジメントされている、考えていることが周知されていることがどうしても必要だと思えますので、本体施設の充実ということと、その本体施設が小規模化かつ分散化した生活単位をマネジメントしている。これは最初の会議でも申し上げたかと思うのですけれども、ぜひともそれを強調点として述べていただきたいと思えます。

最後ですけれども、多機能化とは何かというのはすごく難しいことで、いっぱい機能を持つのが本当にいいのか、私はちょっと疑問なところがあって、どうしても持たなければいけない機能を持ち、それを充実させることが重要だと思っています。

私がどうしても必要だと思うのはやはり一時保護機能で、今後はさらに必要性が増すだろうとも思います。特に乳児院の一時保護機能、実態としてそれが要求されていて、それにある面、振り回されている状態がある。小さな子供は、ともすれば事故も起きかねないわけですし、食物アレルギーとか、さまざまなアレルギーがあるか、そのようなことがほとんどわからない子供を緊急で受け入れるということですから、乳児院は本当にそういう怖さを毎日感じながらケアしている。一時保護機能はどうしても必要な機能なので、そこを安全にできるような体制の充実というのを第一に目指していただきたいと思えます。

プラスもう一つ、やはり地域支援機能も大事だと思えます。専門的な知見を持っている施設が地域支援機能を高めていくと、前回の数値をどのぐらいに置くかといったときに、予防的なかわりがどのぐらいあるかによっても見通しは変わってくる。やはり基礎自治体も大事ですし、児童相談所も大事ですが、施設のノウハウがそこに生かせるということ

が、多機能化の中の中核にあるべきだと考えますので、ぜひともそこを踏まえた記述をお願いしたいと要望します。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 初めに今のお話の流れで申し上げますと、私も例えば小規模化された施設の職員は、私たち里親と同じように割と孤立しがちにならざるを得ないようなところがあるのかなと思いますし、サポートとか、あるいはスーパーバイズ体制も重要ですし、やはりそれなりの経験も必要だと思います。

そういう意味では、武藤委員がおっしゃったこと全体を通じてなのですけれども、職員の育成とか、あるいはキャリアパスとか、そういったことを十分配慮したような配置を法人全体として考えていかなければいけないのではないかと思います。

それで、全然別のことなのですけれども、資料3-1の最後の「多機能化の方向性について」というところですが、一言でいうとこの記述は随分薄いと思っていまして、今回の新たな社会的養育推進計画をつくろうということの1つの大きな目的は家庭養護の推進だったということを今、改めて思い起こしつつ、その施設の機能をいろいろ考えるに当たっても、私の認識では多機能化、あるいは高機能化がむしろメインではないかと思ったりするところなのですけれども、最後に少し書いてあるだけなので、そこは非常に残念なところですね。フォスタリング機能の重要性という意味では今日配布した資料の最後に要望事項ということで、これはある里親が書かれたものなのですが、ご覧いただきたいと思いません。

簡単に申し上げますと、なかなか受託した子供が御飯を食べないという例で、児童相談所等に相談しても一般論としての回答しか得られなかったという例です。これは児童相談所との関係でいくと、私たち里親の間では割とあるあるのケースで、他にもお風呂に入らないとか、お風呂に入っても体を洗わないとか、子供の暴力とか暴言というのはもちろんですけれども、基本的な生活習慣がなかなか身につかない子供が多くて苦労するということも里親では多いわけですが、この方も御飯を食べないというのが発達上の問題だとか、いろいろ悩まれているということです。

ちなみに、私も、子供が御飯をなかなか食べなかったとき、子供がいた施設に直接聞いてみたのです。その施設では栄養士が毎食きちんとメニューを考えて、いろいろな栄養バランスを考えた食材を使われるわけですけれども、それぞれの食材を一口ずつ食べれば

それでクリアという基本的なルールがあったのですね。したがって、我が家に来て食卓についても、そもそも出されたもの、年齢なりの量でしかないのですけれども、全部食べるという習慣がなかったわけです。

我が家では、そういうことで、結局、発達上の問題ではなかったのですけれども、里親はみんなそういう課題で悩むので、やはり養育家庭を支援していただく機関というのは子供とも里親とも十分コミュニケーションをとっていただいて、子供のことも、里親のことも、あるいは里親と里子の関係性も一定の理解をした上で、それぞれの家庭に即した支援とか助言、あるいはそれをベースにした自立支援計画というものがぜひとも必要で、里親支援とかフォスタリング機関というのは、そういう支援ができるような体制を考えていかなければいけないということなのだと思います。

そう考えると、継続的な支援というのが必要です。それも1年や2年じゃなくて、もっと長く受託する場合も多々あるわけですから、もっと長い継続的な支援というのが必要で、したがって包括的なフォスタリング機関が必要になってくるということだと思います。

そういう目でこの資料3-1を見せていただくと、もちろんケアニーズが高い子供に対する対応として配置基準を上げたり、あるいは地域小規模化の推進も大事なことではあるのですけれども、それに比してこれはちょっと多機能化の、しかもフォスタリング機能云々のところが大変寂しいのが残念だなと思います。

例えば、今後の方向性の下から3つ目の「・」に里親交流支援員の安定的な配置に向けた方策の検討とありますけれども、これだけでなく、もっと積極的に施設がフォスタリング機関を実際に設置していけるような方策の検討とか、そういうことを今後の方向としてぜひ具体的に加えてほしいと思います。

施設にフォスタリング機関をお願いしたい理由等々につきましては、前回申し上げましたのでもう繰り返しませんけれども、推進策として、国のほうもそれなりに助成金の措置をしていると聞いているのですが、これは、できれば武藤委員、あるいは都留委員は国のそういう支援策などを見て適切な基準なのか、あるいは十分な金額なのか、どのように考えられているのか。

逆に言えば、都のほうで上乘せ等々を含めて、さらに推進策というものが不要なのかどうか。さらにもっと申し上げれば、それぞれ児童部会、乳児部会で私は結構フォスタリング機関については前向きな議論をしていただいていると聞いているのですけれども、その辺りの状況がどんなふうなのか、ちょっとお話しいただければありがたいと思います。

○柏女部会長 私自身も、武藤委員のこの報告書の中に、フォスタリングという言葉が一言も入っていないのは、気になったところです。

当然、今日、出てくるとすれば、例えば都のほうは28%ぐらいまでは里親委託にできるといったときに、では児童養護施設だと何人出せるよと、30%、40%まで持つていけるよとか、そういうことが今日の報告の中に出るのかなと思ったのですが、それが一言も触れられていないのでちょっと残念に思っていました。

そうしたら、藤井委員が御質問してくださったので、武藤委員のほうにお願いして、その後、都留委員のほうにお願いしたいと思います。

○武藤委員 フォスタリング機関に関しては前回出したのですけれども、私の印象では、国は思ったよりも経費をつけているなというような印象でした。

ただし、東京であるパーセンテージなども含めて、本気になってやるということであれば、やはり足りないなという感じです。リクルートも含めてですし、里親支援も研修も全てをやるとなると、あの予算では足りないし、人員も足りないなと非常に思っています。ですので、これは東京都としての覚悟次第とは思っているのですね。

ただし、私の実感からすると、いきなりいろいろな人材を確保するというのは結構難しいものですから、やはり実態にあわせて拡充していくということも1つの手かなとは思っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、都留委員お願いします。

○都留委員 人員の部分でいけば、今やっている部分を全てやるとなると本当に足りないと思っていますし、そこに入っていく職員たちの力量を上げていかないと、ということを絶えず考えていると、やはり全然足りないという印象ですね。

それで、ここで話をするのが適当かどうかわかりませんが、来年度に児童相談所の設置を予定している区からフォスタリング機関のお願いをしたいという話があったときに、そちらのほうとして考えているのもやはり各区の中で5人体制ぐらい、全ての部分に1人ずつの職員を配置してほしいというような依頼の仕方なのですね。

そういった部分を考えていくと、それでも足りないというようなことをこれからどんな形で人を増やしていった育成も含めてやる中で、里親のサポートに入っていくというようなところは本当に時間がないなと考えているのが実情です。以上です。

○柏女部会長 では、それを踏まえて藤井委員。

○藤井委員 武藤委員の資料ですと、8ページの図を見ますと、児童部会としては児童家庭支援センターの機能をかぶせて、その中にフォスタリング機能を入れようという整理なのですね。

○武藤委員 そうです。地域支援と里親支援をやる体制ということで、特に児童家庭支援センターを併設しながらやるということであれば、非常に強固な支援ができるのではないかと考えています。

今まで東京都はそこを認めていなかったものですから、モデルでもいいので、ぜひそこも含めた支援を検討していただければと思っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、藤井委員どうぞ。

○藤井委員 ありがとうございます。児童養護施設、乳児院、ともにそういうことですのでよろしくお願いします。

また、これは都にお聞きしたいと思うのですけれども、率直に申し上げて、今回の資料を拝見して、都は施設にフォスタリング機能を持っていくということは消極的なのかなと見えるのですけれども、そのユーザーである私たち、養育家庭としてはやはり施設をぜひフォスタリング機関として積極的に活用していただきたい。

活用するしか都全体で包括的な、あるいは継続的な養育家庭に対する支援体制を構築する方法はないのではないかと思います。それぐらい施設にフォスタリング機能をお願いするというのは大事な施策なのではないかと思うわけですが、一方で、施設のほうでも今お話がありましたように積極的に検討していただいているというふうに私は理解しています。

そういう中で、もし都の方が何か消極的になるような理由があるのであれば、ぜひここで提示をしてほしいと思うのです。ここで、議論の論点に加えていただきたいのですね。施設をお願いすることに何か御心配があるのであれば、どうすればいいか、この場で知恵を出し合うべきだし、そのための専門部会じゃないかと思うものですから、都に現在のお考えを御回答いただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○柏女部会長 事務局のほうで、いかがでしょうか。

○玉岡育成支援課長 施設に対して消極的だとか、そういうイメージを与えたとしたら、特にそういうものを持ち合わせているものではないです。現に、フォスタリング機関を検討するに当たっては、現在東京都が行っているチーム養育体制の中での里親支援機関の皆様方の活動について我々は日々見ているところでございますが、施設の皆様方も大変よくや

っていただいていると私どもも思っておりますので、今回この中で何か施設に対して我々として懸念を持っているというわけではないです。

ただし、これは施設だけではなく、フォスタリング機関をやっていただくに当たっては、当然のことながら継続的な包括的な支援という中で、一方では、人材の確保育成についてはフォスタリング機関となるべき施設なり、民間の機関でも共通だと思いますが、そういったところに課題があるのも事実だと思っております。そういったものは、別に施設に限らず、それぞれ今後フォスタリング機関をやっていくに当たって検討していかなくてはならないということもありますので、来年度以降、前回の部会でフォスタリング機関のときにお示ししておりますが、モデル実施などといった形でそういったところを試行的にやらせていただきながら課題を整理し、発展的にフォスタリング機関に移行できるように考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○藤井委員 ありがとうございます。今、事務局がおっしゃっていただいたような課題は、確かに私も前回ちょっと申し上げましたけれども、こういう支援体制というのはやはりそこを担う人材が何と言っても大事なので、人を育てていくというのはそれなりに時間がかかるものだという事は私も認識をしているつもりです。

ただ、これは前回の繰り返しになりますけれども、せつかくの計画でありまして、10年先まで見通した計画なわけですから、その10年の間にどこまでこのフォスタリングの体制を持っていけるか、持っていこうとするかというところは、都の意志としてしっかり計画の中で示していただけるような格好になればありがたいと思います。

したがって、先ほど申し上げたとおりですけれども、この資料3-1の最後の四角の「多機能化の方向性について」という論点のところには、ぜひ先ほど申し上げた施設がフォスタリング機関を実際に設置できるような方策の検討というものを加えていただきたいと思っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 私は、社会的養育を進める上でどうしても必要なのは、まず施設と里親と児童相談所が互いを知り合うべきことだと思っております。やはり問題点がお互いの立場では見えますし、非常に厳しい体験を現実に行っている中で、お互いの要求とか思いは強くなるのですけれども、でも、そのマイナスのものが共有され過ぎて発展的ではないというようなものも少なからず生まれているのではないかと。



例えばですけれども、難しくない子供は施設で預かって、里親には難しい子供を預けているそうだというような都市伝説がある。これでは、やはり前へ進まない。それぞれが相当頑張っているのがこの領域であって、それぞれが厳しくて現実的ではないような状況で重すぎるものを担わされているので、互いへの不信とか失敗が起こる。この共通認識がないと、改革はどうもうまくいかないのではないかと、ある意味、確信を持っております。

施設は里親のことをなかなかわかっていない部分もありますし、里親も施設のことを十分知らないような状況というのはやはりあります。もっともっと知り合うと、どこがネックなのかということが具体的に見えてくるのではないかと。まず、そういう基本認識に立つべきではないかと、かなりこれはとんがった意見ですけれども、申し上げたいと思います。

その上で、藤井委員が出してくださっているペーパーの中で私はぜひともデータが欲しいと思うことがあります。フォスタリングに関して欲しいものとして、今後の議論のために御用意いただきたいものについて1つ申し上げたいのですが、数年前のこの専門部会でも子供担当の児童相談所と親担当の児童相談所にどうも不一致がある。子供担当は年間1回ぐらい、来てもそのぐらいである。それで、養育家庭のもとで起こっているリアルなことがなかなか理解されない。親担当のほうは、子供の状況も里親の苦労もわかっているので、ある程度そこを踏まえての意見も言ってくれるけれども、それが生かされない状況があるというのは、私も頻回に聞くところです。

この辺りが数年前の議論でも今回もあったので、これについてやはりちゃんと検討が必要だと思います。都の中だけのことというのではなくて、都が調べるということには限界があるかもしれませんが、養育家庭の会からの提案の、例えば里親担当に一元化してフォローしてほしいというような実施例が他の都道府県等ではどのように行われているのか、行われていないのか。その辺りのことをいくつか調べていただいて、そういうような例があるとすれば、それならばうまくいくのか、その辺りの調査等はぜひともしていただきたい。

これは、例えば施設とか民間のフォスタリング機関が里親を支援する。それを総合的な一貫したものにしようとした場合でも、この支える側と措置権者との理解の不一致とかばらばら感はどうしても乗り越えていかなければ問題は解決しないと思いますので、ぜひともそのデータとかを調べて御提供いただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○柏女部会長　そこは今、把握できているのですか。

藤井委員、何かありますか。

○藤井委員 今の都市伝説を、私は初めて聞きました。そこもいろいろな認識があるのだと思いますけれども、今のお話を聞いて、まさに宮島委員のおっしゃるとおりで、コミュニケーションをどういうふうに確保していくかということだと思っております。

そういう意味では、これは私なりの現場感覚ですけれども、施設とはそれなりにコミュニケーションできているのです。

どちらかというと、コミュニケーションがなかなかとりにくいのが児童相談所の特に子担当というのが、大体の相場感じゃないかと思うのです。そこも含めて、どんなふうにしたら支援をしていただける方々と密にコミュニケーションがとれるかというのが、養育家庭としても考えなければいけない課題で、その1つの答えが先日申し上げたようなことなのですけれども、フォスタリング機関で包括的に継続的に支援していただけるような体制をつくっていただければ、そのコミュニケーションもうまくとれるのではないかというのが1つの答えで、これは決して唯一の答えではないかもしれないし、何か別の答えがあるのかもわかりませんが、私どもとしては今そういうやり方が一番いいのではないかと考えているということです。

それから、子担当、親担当と分けている児童相談所と、分けていない児童相談所、その辺りは何か児童相談所のほうで資料はなかったですか。

○柏女部会長 調べてもらって、そんなに難しい調査ではないので、近県だけでも見ていただくといいかと思えます。それは、次回でも出していただければということでよろしいでしょうか。

○藤井委員 はい。

○柏女部会長 他にはいかがでしょうか。

では、石川委員。

○石川委員 今までの話と違うポイントになるかと思うのですけれども、資料3-1でも大きく検討項目が3つあって、そのうち「施設の小規模化かつ地域分散化の促進について」というのが2つ目の項目で2ページにあります。その項目についての現状・課題や今後の方向性が施設の話に閉じてしまっているかと思うのですけれども、ぜひ教育機関、特に公立の小中学校との連携という点もどうしていくかということを検討項目に入れていくべきではないかと思えます。

昔の大規模な施設ですと、その学区の小中学校は毎年何人かその施設から子供が来て、必ずしも専門的なケアができていたかわからないのですけれども、何人かその施設

の子がいるという前提で教員の方も毎年考えていたと思うのですが、そのすり合わせをしないまま地域に分散していくと、今までそうした児童養護施設に入所している子供や特別なケアが必要な子供を担当したことがない学校にそういう子供たちが入ってくる。

ノウハウも何もないという形になってしまうと、せつかく施設のほうで心のケアとかを頑張らせても、学校のほうでうまくいなくて傷ついて帰って来てしまったりですか、先ほど武藤委員から登校状況や通級、特別支援学級の状況などの資料もいただきましたけれども、地域分散化・小規模化を進めていくのであれば、福祉の部門だけの話ではなく、特に公立の小中学校との連携というところもぜひ検討課題に入れていただきたいと思います。

望ましくは、そのグループホームなりがある学区の小学校、中学校のどこに通っても望ましいケアが受けられるというのがいいと思うのですけれども、ある程度、経過措置として拠点校のようなところを設けるとか、そういうことも1つ考えられるかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では、渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 私も、熱意のある施設がフォスタリング機関の担い手となる、フォスタリング業務の担い手となる大きなポテンシャルを持っていると個人的には感じています。

それを踏まえた上で、事業費が包括的にやっていくときに足りるのか、足りないのかという話でいくと、国が設定している事業費でいくと、何ケースまで質を落とさずに担えるのかという部分を見るべきだと私は思っています。

先ほどの関係性というお話でいくと、施設の優秀なケアワーカーの方々が優秀なソーシャルワークを展開できるという保証はないわけです。でも、施設にはたくさんの優秀な人材がいらっしゃるから、その特性を持っていらっしゃる方もおられると思います。

では、その方々が、既に養育をされている養育家庭の方々と、自分のところの施設から委託された子供ではないケースも含めて、その里親と信頼関係を築いていく、協働関係を築いていくということに、一体どれぐらいのエネルギーと時間が必要になってくるのかということをしっかり考える必要があると思います。

そう考えていくと、何十ケースということを最初から想定するのはあまり現実的ではないと私は思っています。包括的にリクルートから登録して、そして委託までという形であるならば、ある程度その関係性というのはいろいろなケースから、数として想定できる、一人のソーシャルワーカーが何ケースを担当するのにどれぐらいのコストがかかるのかあ

る程度想定できると思います。

今のケースごとという形ではなくて、国の出している数字もそうですけれども、そういう事業費というものを考えたときに、何ケースを上回るとサービスが薄くなっていくのかということもやはり想定するべきだと思います。今の時点で、「足りない」というのは何十ケースを想定しての「足りない」なのか、私もちょっとわからないので。リクルートから始めて、包括的にサービスを提供して、その子供がハイニーズだった場合に今のフォスターリング機関のモデルで対応できるかという、私はそうは思っていません。でも、ハイニーズではないケースを想定して今のジェネラルフォスターケアと表現できるのかもしれませんが、そういう対応をする中では、ケース数を絞れば決して事業費としては足りないというふうにはならないのではないかと思います。

ただ、サービスが薄くならない限界点というものも、やはり東京都と実践者の間できちんと事前に事業を始める前から取り決めをしておく必要があるのではないかと思います。それを超えたときに、ではどうするのかということが、今後の将来的な議論になっていけばいいのかなとは思っています。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

あと5分ぐらいですけれども、何か委員の方からございますか。

では、武藤委員と、宮島委員どうぞ。

○武藤委員 先ほどちょっと言い忘れたことがありましたので、補足をさせていただきます。

私の資料の6ページを開けていただきたいと思います。「多機能化の方向性について」ということで、地域の子育て支援については、ショートステイを中心にしながら児童養護施設や乳児院でもやっているのですけれども、7ページの上にあるように自治体間格差が非常に著しいという状況です。

乳児でいくと、1人当たり450万円出している自治体と170万円しか出していない自治体がある。それから、児童養護施設だと、418万円出している自治体と57万円しか出していない自治体があるということで、1人当たり換算すると子育て支援やショートステイに関して自治体間格差が非常に著しいということなので、これを何とかしてほしいなと思っております。やはりサービスの仕方が全く違う。中身も含めてですけれども、ここら辺りは東京都で少してこ入れができないかなと思っています。

それから、2点目はここに書いたとおり、先ほどもちょっと補足をさせていただきましたけれども、児童家庭支援センターの機能を施設にしっかり持つということで、いきなり

多くの施設ということにはならないのですけれども、先ほど8ページ、9ページのところに入れておきましたが、こういうような関係性も含めて、それから里親支援、フォスタリング機関ができるような機能も含めて、いくつかの施設でモデル実施をぜひしたいと思っています。詳しい資料はまた出していきたいと思うのですけれども、ぜひそんな提言をしていきたいと思っています。

それからもう一点、10ページ、11ページですけれども、小規模化や専門ケアをするためには、何といても先ほどから出ているように人材の確保と育成と定着をしなければいけないということなので、当面のお願いとしては、職員の定着を図る、人材を確保するという意味からすると、今年度から予算がついているのですけれども、職員宿舍借り上げ事業ということで、保育のほうは10ページ、11ページに書いていますけれども、さまざまなサービスがあります。

それから、12ページ、13ページにも、保育人材を確保するためにさまざまな事業があるのですけれども、社会的養護のところはほとんどないということで保育士が集まらない状況なのですね。ですので、やはり保育所と同じような仕掛けを考えていただきたいという意味から、宿舍借り上げ事業等の改善策ということをぜひ考えていただきたいと思っています。

最後に、人材の育成に関して15ページ、16ページに書かせていただきました。特に16ページの一番下のところにありますけれども、児童自立支援施設については国立の武蔵野学院のように養成所があるのですね。それで、児童養護施設等は虹のセンターで若干研修はしているのですけれども、できれば児童養護施設等の職員の養成所を民間と、それから東京都が一体となって養成学校ができないか。ちょっと突拍子もないような提案になるかもしれないのですが、将来的にはこういうことをぜひ東京都で実現していただきたいということで現場から提言が出ていますので、今日発言をさせていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 時間が延びてしまっているのに申し訳ありません。

先ほど藤井委員は都市伝説について初めて聞いたということでしたけれども、これはちょっと触れておかないと、次回が児童相談所改革というテーマでつながると思うのであえて申し上げさせていだきたいと思います。

私は、里親が施設のことを十分知らないのだというのは随分体験します。同様に、施設職員も里親のことを十分知らないということを随分体験します。施設職員の方と話したり、研修で呼ばれたりしますけれども、やはり養子縁組と里親制度の区別がつかない方はたくさんいらっしゃいます。当然、児童相談所職員で1、2年目くらいの方の中には、その整理がつかない方もいるというのが実態だと思います。

やはり、社会的養護の担い手が基本的な制度をちゃんと理解していくということが不可欠だと思います。そうでないと、さまざまな問題が起きて、児童相談所が悪いというふうに、福祉施設と里親の共通の敵になるのです。それで批判が起こる。これを塗りかえるのは本当に大変で、私のゼミは毎年9人くらいいるのですけれども、なかなかそこから脱し切れないというのが少なからずあります。

渡邊委員がいつも、児童相談所に信頼できるフォスタリング機関にならないと実際に里親委託は増えないということをおっしゃっていますけれども、だからといって児童相談所を全部いいとか、だめな課題に目をつぶれとか、そういうことではなくて、やはりマイナス感情を共有するところからは出発しないということをやらないと、かつて東京都が民間に里親の養育家庭センターをつくって、それがなかなかうまくいかなかったというのは、養育家庭センターと里親の中で児童相談所への不満が共有されるような例が少なからずあったのではないかと。これは私の見方ですけれども、そういったことがやはりあるように思います。

施設がフォスタリング機関を担っていけるような存在になるためには、基本的な理解と、あとは児童相談所の問題を挙げれば里親と自分たちが一致できるという、この構造によって絶対うまくいかないというふうに危機感を感じていますので、ぜひともここは押さえておきたいと思って申し上げました。

○柏女部会長 ありがとうございます。時間が過ぎておりますけれども、よろしいでしょうか。

では、鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 フォスタリングのことを考える上で、先ほど宮島委員がおっしゃった養育家庭センターの総括とか、そういうものがすごく重要だと思うのですけれども、それは何か資料があるのだったらぜひ御提供をいただけませんか。もうずいぶん前なのでしょうから、大分過去のものになるかもしれませんが、もしあれば御提供いただけると勉強になると思いますので、よろしく願いいたします。

○柏女部会長 今、私もそのこと申し上げようと思っていました。次回も施設の機能転換等についての議論ですので、これは養育家庭センターの総括の資料を出していただくということが不可欠だと思います。

それで、しばらく前の児童福祉審議会でその議論をしていて、養育家庭センターをやっていた方をヒアリングにお呼びしたりしたこともありましたので、そこを調べていただければ資料はあると思いますのでよろしくお願いいたします。

では、武藤委員どうぞ。

○武藤委員 一言だけですが、施設と里親の協働なのですけれども、施設のほうに里親支援専門相談員が配置をされて、それで里親支援専門相談員が里親といろいろ会話ができるようになったのが1年前なのですね。ですから、この1年でも里親と施設の良い関係ができておりますので、これからだと思います。とてもいい関係にあるグループ、地域がありますので、それをぜひ拡充させたいという思いがあります。以上です。

○柏女部会長 そうですね。そういう意味では、里親支援専門相談員の活動はとても大事ですけれども、その里親支援専門相談員が施設から浮いてしまうということもよく聞きますので、そこも施設がきちんと包含していただけたらいいかと思いました。よろしいですか。

それでは、今日はおおむね意見も出たようですのでここまでとさせていただきます。

次回は、やはり「施設の機能転換等」ということになります。議論は小規模化、多機能化等ではなくて、施設は機能転換がメインの議論という形になりますので、次回は今日出していた資料3-1の3つ目ももう少し議論できればいいかと思っています。もう一つは、「児童相談所等の改革について」ということになります。

次回の予定など、日程等も含めてお話をしてもよろしいでしょうか。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料4をご覧ください。次回、第5回部会ですけれども、7月30日火曜日午後5時半からの開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○柏女部会長 それでは、第4回の専門部会はこれで終了とさせていただきます。熱心な御審議、ありがとうございました。また次回よろしくお願いいたします。

午後8時08分

閉 会